## 日本における新たなグラフィカルユーザインタフェースの保護

近年、スマートフォンやタブレット端末などの携帯デバイスの急速な普及に伴い、日本において、その 画面のデザインや操作性をより適切に保護することが求められている。

2016年に意匠審査基準が改定され、物品(米国特許法の"manufactured articles"に相当)の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、その物品にあらかじめ記録された画像を保護対象とすることが明確化された。これにより、スマートフォンの画面のアイコンなどが保護対象になることが明確になった。

しかしながら、2019年改正前の意匠法では、物品に表示され、保存された画像のみが保護対象であり、侵害行為は、登録意匠に関連する物品の製造や使用に限られていた。近年のGUIによるサービスの増加に伴い、物品に紐づけられたデザインの保護のみでは、状況により表示画像を十分に保護することができなくなっている。

この現状を踏まえ、日本では、2019年5月17日に意匠法の一部改正が公布された。この改正により、画像デザインをより適切に保護できるよう、意匠法の保護範囲が拡大された。

具体的には、意匠法上の「意匠」に、「画像(機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。)であって、視覚を通じて美観を起こさせるもの」が含まれることが明記された(意匠法2条1項)。これにより、物品に記録・表示されていない画像、たとえばクラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像が、新たに意匠法の保護対象となった。

また、意匠の「実施」に、(意匠法2条2項3号)。「意匠に係る画像(その画像を表示する機能を有するプログラム等を含む)の作成、使用又は電気通信回路を通じた提供若しくはその申出(提供のための展示を含む)をする行為」、及び「意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為」が含まれることが明記された。これにより、画像をクラウドサーバーにアップロードする行為や、ネットワークを通じて画像を含むソフトウェアを提供する行為も意匠権の侵害となる。

上記の改正は、公布日から1年以内の政令で定める日に施行される予定である。

なお、改正意匠法は、依然として、ユーザーの目を引くデザインであっても、画面遷移を保護対象としていない。今後の意匠法改正により、この点も担保されることが期待される。